

認可保育所、認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業を利用する場合の月額保育料・延長保育料
 （括弧内が延長保育料です。地域型保育事業の延長保育料は各事業所が設定します）

階層	保育料を決定する区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	区民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
C	区民税所得割非課税世帯	1,600 (600)	1,500	0* (600)	0*	0* (600)	0*
D 1	2万円未満	2,100 (600)	2,000	0* (600)	0*	0* (600)	0*
D 2	2万円以上 4万円未満	2,700 (600)	2,600	0* (600)	0*	0* (600)	0*
D 3	4万円以上 6万円未満	5,700 (900)	5,600	0* (900)	0*	0* (900)	0*
D 4	6万円以上 8万円未満	7,100 (900)	6,900	0* (900)	0*	0* (900)	0*
D 5	8万円以上 10万円未満	8,100 (900)	7,900	0* (900)	0*	0* (900)	0*
D 6	10万円以上 13万円未満	13,100 (1,300)	12,800	0* (1,300)	0*	0* (1,300)	0*
D 7	13万円以上 16万円未満	16,300 (1,600)	16,000	0* (1,300)	0*	0* (1,300)	0*
D 8	16万円以上 19万円未満	18,400 (1,800)	18,000	0* (1,300)	0*	0* (1,300)	0*
D 9	19万円以上 21万円未満	20,200 (2,000)	19,800	0* (1,500)	0*	0* (1,500)	0*
D10	21万円以上 23万円未満	21,800 (2,100)	21,400	0* (1,700)	0*	0* (1,600)	0*
D11	23万円以上 25万円未満	23,500 (2,300)	23,100	0* (1,800)	0*	0* (1,800)	0*
D12	25万円以上 27万円未満	25,000 (2,500)	24,500	0* (1,900)	0*	0* (1,800)	0*
D13	27万円以上 29万円未満	26,500 (2,600)	26,000	0* (2,000)	0*	0* (1,800)	0*
D14	29万円以上 30万円未満	27,800 (2,700)	27,300	0* (2,100)	0*	0* (1,800)	0*
D15	30万円以上 31万円未満	29,200 (2,900)	28,700	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D16	31万円以上 33万円未満	30,500 (3,000)	29,900	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D17	33万円以上 34万円未満	31,800 (3,100)	31,200	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D18	34万円以上 35万円未満	32,900 (3,200)	32,300	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D19	35万円以上 36万円未満	34,100 (3,400)	33,500	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D20	36万円以上 42万円未満	37,100 (3,700)	36,400	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D21	42万円以上 48万円未満	41,800 (4,100)	41,000	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D22	48万円以上 54万円未満	45,900 (4,500)	45,100	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D23	54万円以上 61万円未満	49,100 (4,900)	48,200	0* (2,200)	0*	0* (1,800)	0*
D24	61万円以上 69万円未満	51,500 (5,100)	50,600	0* (2,300)	0*	0* (1,800)	0*
D25	69万円以上 80万円未満	53,900 (5,300)	52,900	0* (2,400)	0*	0* (1,900)	0*
D26	80万円以上 91万円未満	56,400 (5,600)	55,400	0* (2,500)	0*	0* (2,000)	0*
D27	91万円以上 103万円未満	58,900 (5,800)	57,800	0* (2,600)	0*	0* (2,100)	0*
D28	103万円以上 116万円未満	61,400 (6,100)	60,300	0* (2,800)	0*	0* (2,200)	0*
D29	116万円以上	64,000 (6,400)	62,900	0* (2,900)	0*	0* (2,300)	0*

備考1 保育短時間の月額延長保育はありません。スポット延長保育をご利用ください。
 2 スポット延長保育料は、次のとおりです。ただし、A・B階層の方は0円となります。
 ・保育標準時間の場合 18:30～19:30 400円
 ・保育短時間の場合 7:30～9:00 および 17:00～18:30 240円 18:30～19:30 400円
 なお、19時30分以降のスポット延長保育料は、実施する施設へ直接お問い合わせください。
 3 給食費（副食費）については次のとおりです。（3歳～5歳児クラスの子どものみ）
 区立保育所等…月額 4,500円を区が徴収します。私立保育所等…施設が徴収します。詳細は施設へ直接ご確認ください。
 ※ 以下に該当する方は給食費徴収免税対象となります。
 ・保育料階層がD6階層以下の世帯の子ども ・所得に関わらず保育園在園児を上から数えて3番目以降の子ども